(2)　資本金一億円超の普通法人のうち平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四〇億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二八年三月三一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が三〇億円以下の法人についてはその超える額に四分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三〇億円超四〇億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて四分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。

3　自動車取得税

自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条関係）

4　自動車税

㈠　環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条関係）

㈡　平成二九年四月一日に施行することとされている、次に掲げる平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの期間に取得された自動車に係る環境性能割の特例措置に係る規定を削除することとした。（平成二八年改正法第二条関係）

(1)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置

(2)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

(3)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

(4)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

(5)　車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を備える自動車で初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置

(6)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る非課税措置

㈢　改正前の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条関係）

㈣　4の㈢に伴い、次に掲げる自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（平成二八年改正法第一条の二関係）

(1)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置

(2)　新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置

(3)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る非課税措置

5　軽自動車税

㈠　環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条関係）

㈡　平成二九年四月一日に施行することとされている、平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除することとした。（平成二八年改正法第二条関係）

㈢　改正前の軽自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条関係）

㈣　5の㈢に伴い、次に掲げる軽自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（平成二八年改正法第一条の二関係）

(1)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する特例措置

(2)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等に係る非課税措置

6　その他

㈠　2の㈠に伴い、地方税の減収に伴う地方債の特例措置に係る改正規定の施行期日を平成三二年四月一日とすることとした。（平成二八年改正法第七条の二及び附則第一条関係）

㈡　平成三一年度及び平成三二年度に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に係る地方債の特例措置を講ずることとし、当該特例措置に係る改正規定の施行期日を平成三一年四月一日とすることとした。（平成二八年改正法第七条及び第七条の二並びに附則第一条関係）

㈢　地方税法の改正に伴う地方債の特例措置について、一の2並びに三の1の㈠及び6の㈣に伴い、法人事業税交付金に係る部分以外の部分に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とし、2の㈠に伴い、法人事業税交付金に係る部分に係る改正規定の施行期日を平成三二年四月一日とすることとした。（平成二八年改正法第七条及び第七条の二並びに附則第一条関係）

㈣　地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に係る改正規定の施行期日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（平成二八年改正法附則第一条、第三一条及び第三二条関係）

四　その他

自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける自動車及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、平成三〇年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動車に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

五　この法律は公布の日から施行することとした。

◇教育公務員特例法等の一部を改正する法律（法律第八七号）（文部科学省）

一　教育公務員特例法の一部改正関係

1　校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、2の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとした。（第二二条の二関係）

2　校長及び教員としての資質の向上に関する指標

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるとともに、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ4の協議会において協議するものとした。（第二二条の三関係）

3　教員研修計画

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとした。（第二二条の四関係）

4　協議会

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学等をもって構成し、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとした。（第二二条の五関係）